

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6, 7号機（645）」

2. 日時：平成29年12月13日 13時30分～13時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎管理官補佐、村上安全審査官、中原安全審査官、照井安全審査官、櫻井安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 課長 他6名

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、本年12月1日に説明を受けた柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の防火区画として設定している壁の貫通部の防火処置の未実施について、溢水評価の観点からも影響がないという説明があった。さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所についても同様であるとの説明を受けた。
- (2) 原子力規制庁から、本件については、指摘した溢水評価の観点だけに限らず網羅的に影響を検討した上で、対応していくよう指摘した。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。
- (4) また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の整備状況について資料の提出を受けた。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 防火処置未実施箇所に関する指摘事項への回答
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の状況について